

島根大学教育学部と鳥取県教育委員会との連携協力に関する覚書

(目的)

第1条 島根大学教育学部（附属機関を含む。以下「甲」という。）と鳥取県教育委員会（附属機関を含む。以下「乙」という。）とは、鳥取県の教育の充実発展に資するため、教員の資質・能力の向上及び教育上の諸課題への対応を図るための基礎的・実践的研究を相互に連携協力して行うものとする。

(研究)

第2条 甲と乙が連携協力して行う研究は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教員の養成・採用及び教員研修に関する事項
- (2) 学校教育上の諸課題への対応に関する事項
- (3) 生涯学習の推進に関する事項
- (4) その他甲と乙が相互に必要と認めるもの

(職員の派遣等)

第3条 甲と乙は、第1条の目的のため必要と認める場合は、職員の派遣及び受入並びに甲と乙が管理する施設等の利用について互いに便宜を図るものとする。

(経費負担)

第4条 この覚書に基づく研究及び連携協力に要する経費については、原則として甲の職員及び甲が管理する施設等に係るものは甲が、乙の職員及び乙が管理する施設等に係るものは乙が、それぞれ負担するものとする。ただし、特別に教職員の派遣を要請した場合は、要請した側がその経費を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員の相互派遣・受入に要する経費については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この覚書の有効期間は、この覚書締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも改定の申し入れがないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 甲と乙は、この覚書の有効期間中であっても、双方協議してこの覚書を改定することができるものとする。

(実施の細目)

第6条 この覚書に定める事項に疑義のあるとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

2 この覚書の実施に関し必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書は2通作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年2月27日

島根大学教育学部長

山下 政俊



鳥取県教育委員会教育長

藤井 喜臣

